

## 大規模災害時における相互協力に関する協定書

千葉市(以下「甲」という。)と千葉県千葉西警察署(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における相互協力について、次の条項により協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、千葉市内において大規模災害による緊急事態が発生した場合において、乙が自らの庁舎で警察業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、乙が甲の管理する施設の一部を災害対策等の拠点として使用することへの協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

### (協力事項)

第2条 前条の場合において、乙は必要に応じ、甲による行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、以下の協力を求めることができる。

- (1) 甲が管理する以下の施設に、乙が管理する通信機器等の災害活動に必要な装備資機材及び車両を搬入して、乙の活動拠点として使用すること。
- (2) その他、甲が管理する資機材等で乙の災害対策に必要なものについて借用すること。

2 甲が管理する施設及び乙の活動拠点は、以下のとおりとする。

施 設 稲毛区役所

所 在 地 千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号

使用場所 庁舎内における活動拠点は、3階会議室とし、60名程度が常駐できる範囲(110m<sup>2</sup>程度)とする。

車両の駐車場所は、市民広場とし、10台程度が常駐できる範囲(125m<sup>2</sup>程度)とする。

### (行政財産の使用許可等)

第3条 当該施設を使用する手続きを、以下のとおり定める。

- (1) 本件に係る行政財産の使用について、災害により緊急を要するごどから使用当初時点においては、甲乙双方、口頭によるものとする。ただし、事後において乙は、必要事項を記入のうえ甲に対し「行政財産使用許可申請書」を提出し、甲は乙に対し「行政財産使用許可書」により許可をするものとする。
- (2) 使用の許可期間は、1年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

(費用の負担)

第4条 前条の規定により、乙が施設の一部を使用する場合において、費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の共有)

第5条 甲、乙双方は災害発生時において、相互に情報の共有化を図るとともに、市民に対する各種災害対策を協力、協働して行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

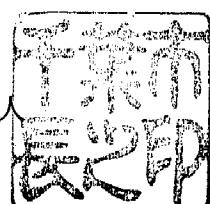
第7条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定書の解除を通知しない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月10日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市

千葉市長 熊谷俊人



乙 千葉市美浜区真砂2丁目1番1号  
千葉西警察署

署長 池田良

